

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として昭和 60 年度以降取得分については「取得原価」により評価を行い、昭和 59 年度以前取得分については「再調達原価」にて評価計上しています。ただし、開始時において昭和 59 年度以前取得分で取得原価が把握できる有形固定資産については取得原価を採用し、昭和 60 年以降取得分であっても取得原価が不明なものは再調達原価としています。

道路・河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額 1 円としています。

再調達原価とは時価のことです。現在取得単価が把握できる場合はその単価を採用し、不明な場合は、総務省の統一的な基準によるマニュアルの建物再調達価額基準建築単価表を採用しています。

その他、有形固定資産の資産毎の評価方法については別紙の資産種類別評価概要に記載しています。

また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア. 市場価格のある有価証券等

なし

イ. 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。

※出資額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に従い、耐用年数を設定しております。

・有形固定資産 (事業用資産、インフラ資産)

定額法を採用しております。

・無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア. 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

過去 5 年間の平均不能欠損率により算定しております。

イ. 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当・それらに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じて算定しております。

ウ. 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。(4⑤A表)

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。)

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3か月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間の取引により発生する資金の受け払いも含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

資金収支計算書の収支尻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額を相殺消去した金額で表示しています。

イ. 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっております。

2 追加情報

(1) 対象範囲(対象とする会計)

一般会計等

一般会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

全体会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療保険特別会計

介護保険特別会計

農業集落排水事業特別会計

簡易水道特別会計

(2) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する」）

(4) 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率の算定に必要とされる事項

| | |
|----------|--------------|
| 実質赤字 | 211,305 千円 |
| 標準財政規模の額 | 3,876,436 千円 |

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

| | |
|-----|------|
| 予定額 | 0 千円 |
|-----|------|

(7) 繰越事業に係る将来支出予定額

| | | |
|-------|--------|--------------|
| 繰越明許費 | (一般会計) | 1,011,016 千円 |
| 事故繰越額 | (一般会計) | 161,495 千円 |

(8) 減価償却費について直接法を採用している科目

| | | |
|--------|---------|-----------|
| ソフトウェア | 取得原価 | 85,834 千円 |
| | 減価償却累計額 | 18,285 千円 |

(9) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

7,372,910 千円

(10) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

| | |
|--|--------------|
| イ. 一般会計等に係る地方債の現在高 | 8,188,896 千円 |
| ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額 | 215,704 千円 |
| ハ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出見込額 | 668,257 千円 |
| ニ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担着見込額 | 175,652 千円 |
| ホ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 | 1,203,006 千円 |
| ヘ. 設立法人の負債に額等に係る一般会計等負担見込額 | 0 千円 |
| ト. 連結実質赤字額 | 0 千円 |

| | |
|---|--------------|
| チ. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 | 0 千円 |
| リ. 地方債の償還額等に充当可能な基金 | 7,486,721 千円 |
| ヌ. 地方債の償還額等に充当還付な特定の歳入 | 217,630 千円 |
| ル. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 0 千円 |

(1 1) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表上に計上されたリース債務金額
2,231 千円